

★新型コロナウイルス感染症関係

- R4.7.28 住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応に係る協力依頼について ※R5年7月3日付 廃止
- R2.10.7 住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について
- R2.9.24 旅行者向けの感染防止対策の一層の周知強化について（協力依頼）
- R2.5.8 新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取り扱いに関する周知広報について
 - ・ 国税庁、財務省パンフレット
- R2.4.24 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けたテレワークの推進に係る要請等について（依頼）
- R2.4.24 新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（追加依頼 6 通目）
- R2.3.18 新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（追加依頼 5 通目）
 - ・ 経済産業省パンフレット
- R2.3.10 新型コロナウイルス感染症に関する支援等について（周知）
- R2.2.19 新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（追加依頼 4 通目）
- R2.2.14 新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（追加依頼 3 通目）
- R2.2.7 新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（再追加依頼）
- R2.2.3 新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（追加依頼）
 - ・ 宿泊者向けフライヤー（観光庁作成）
 - ・ 日本語
 - ・ 英語
 - ・ 中国語
- R2.1.28 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について（依頼）
 - ・ 報告様式（別紙 1）

令和5年7月3日付
廃止

事務連絡
令和4年7月28日

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

住宅宿泊事業法の届出住宅における
新型コロナウイルス感染症への対応に係る協力依頼について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理者におかれましては、下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別添】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

【住宅宿泊管理業に関すること】
九州地方整備局 建政部 建設産業課
TEL 092-471-6331 (内線6157)
FAX 092-476-3511

健感発0319第1号
薬生衛発0319第1号
令和3年3月19日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、今般の新型コロナウイルス感染症の流行状況及び保健所等行政機関の体制整備状況を踏まえ、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知並びに令和2年8月31日付け医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡は廃止する。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に連絡する近隣の医療機関や受診・相談センターを把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、マスクを着用するなどし、事前に近隣の医療機関又は受診・相談センターへ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。

- (5) 日頃から、『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）』に基づく営業に努め、従業員の健康管理、施設的环境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 宿泊者から、発熱や呼吸困難、倦怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関又は受診・相談センターへ連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 発熱や呼吸困難、倦怠感など、感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者に対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗いを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。
- (5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 10 月 2 日）」（国立感染症研究所）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱や呼吸困難、倦怠感など、体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、近隣の医療機関又は受診・相談センターに連絡させ、その指示に従わせること。

(参考情報)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルス感染症対策)
<https://corona.go.jp/>
- 厚生労働省ホームページ
(新型コロナウイルス感染症について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省検疫所ホームページ
(海外感染症発生情報)
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>
- 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html
- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
- 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年10月2日）」（国立感染症研究所）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-201002.pdf>

廃止文書 以上

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するため、不特定多数の者が利用する住宅宿泊事業法に基づく届出住宅においては、同法第36条において準用する第8条第1項の規定により、住宅宿泊管理者が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項を正確に記載することを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、民泊利用者の身元確認が十分でない、京都市内の複数の民泊施設を拠点に持続化給付金の不正受給の申請を繰り返していたことの報道があったことを踏まえ、改めて宿泊者名簿への記載等の徹底に関し、下記の内容について適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。
- 2 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えない。
- 3 営業者の求めにも関わらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 4 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無に関わらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。

なお、当該閲覧請求に応じた個人情報の提供は、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号に基づく適正な措置であり、本人の同意を得る必要はないものと解される。

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

旅行者向けの感染防止対策の一層の周知強化について（協力依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

7月22日に「Go To トラベル事業」（以下「本事業」という。）がスタートし、東京都の感染状況などから、東京都を目的地とした旅行及び東京都に居住する方の旅行について、当面の間、本事業の実施を延期することとされておりましたが、9月15日の大臣会見にて、10月1日（木）より開始する東京都を目的地とした旅行及び東京都に居住する方の旅行について、改めて本事業の支援対象とする旨を公表したところです。

しかしながら、東京都の感染状況は予断を許さず、感染拡大があれば延期等もありうる状況であり、9月11日（金）の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、政府への提言の中で、「全国的にGO TOトラベル事業を開始する前に、既存のガイドラインを基に、交通機関、宿泊、観光、飲食などの旅程の場面ごとに、わかりやすいガイドラインを業界が中心になって作成して頂きたい」とされております。

このように「旅行者の感染防止の意識向上」への最大限の努力が観光関係事業者にも強く求められており、感染防止と観光振興を両立させながらGo To トラベル事業を安定的に実施していくために不可欠であります。

そこで、観光庁より、①9月末にリリース予定である「旅程場面毎の「新しい旅のエチケット」と、②9月10日よりリリースしている「新しい旅のエチケット」「新しい旅のルール」の動画について、民泊施設等において、次の例示を参考に旅行者への周知徹底にご協力いただくようお願いいたします。

<周知徹底を図っていただくもの>

- ① 「新しい旅のエチケット」（6／19公表）【別添】

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001355176.pdf>

旅程場面毎の「新しい旅のエチケット」（9月末完成予定）

- ② 「新しい旅のエチケット」「新しい旅のルール」動画（9／10公表）

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>

＜旅行者への周知徹底方法の例示＞

- ・各社の公式HP（トップページや予約サイトなど多くの利用者のアクセスがあるページ等）への掲載
- ・公式SNS（Twitter等）での発信
- ・予約確認メール等での周知
- ・宿泊施設内での周知

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局建政部建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

新しい旅のエチケット

感染リスクを避けて
安心して楽しい旅行



旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



混んでたら、
今はやめて、
後からゆっくり。



握手より、
笑顔で会釈の
旅美人。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。



毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。



おみやげは、
あれこれ触らず
目で選ぼう。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

旅行業協会 協力：国土交通省・観光庁

新しい旅行スタイルのキホン

- 毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ。
- 旅先の状況確認、忘れずに。
- スケジュールは、ゆったりのおんびり、余裕をもって。
- 間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。
- 握手より、笑顔で会釈の旅美人。
- 混んでたら、今はやめて、後からゆっくり。
- マスク着け、私も安心、周りも安心。
- 屋外でのびのび満喫、ニッポンの自然。
- 狭い場所、混んでる場所避け、安心ナイト。
- こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。
- 旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- だいじょうぶ、観光地はいつでもあなたを待っています。
- あなたの協力が楽しい旅を守ります。

📍 移動

- 車内でもマスク忘れず、さあ出発。
- 楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。
- すいている時期、時間帯で快適旅行。
- 歩いたり、自転車で発見！地域の魅力。

🍴 食事

- 外での食事は、楽しく安心。
- 取り分けて、安心・安全、おいしい料理。
- 横並び、料理がもっとよく見える。
- おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。
- うまい酒、注がず注がれず、マイベース。

🏠 宿泊

- 人前で、マスク着用、エチケット。
- おしゃべりは、部屋に入って存分に。
- 大浴場、静かにゆっくりいい湯だな。
- 部屋の窓、ときどき空けてリフレッシュ。
- 同宿者、少し離れてご挨拶。
- ドアノブやエレベータ、触れたらすぐに手を洗おう。
- 手洗いと手指消毒で、安心ステイ。

🏞️ 観光施設

- すいた時間・場所を選んで安心観光。
- 予約とり、並ばず、ゆったり、楽しい観光。
- 狭い部屋、長居は無用、お先に失礼。
- おしゃれで安心、オンラインチケットにキャッシュレス。
- 忘れるな、マスクは安心の入場券。
- おしゃべりは控えめに、手洗いは早めに。

🛍️ ショッピング

- すいている時間に、安心ショッピング。
- レジ待ちも、間を空けてゆったりと。
- おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。
- 歓迎です、少ない額の電子決済。

旅行業協会 協力：国土交通省・観光庁

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における
国税の取り扱いに関する周知広報について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 2 年 4 月 2 0 日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等を含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、国税庁及び財務省が作成した国税の取り扱いに関する下記パンフレットを送付しますので、必要に応じてご検討、ご活用ください。

なお、下記パンフレットは、国税庁ホームページにも掲載されています。

【送付するパンフレット】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です
- 2 青色申告をはじめませんか
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」
- 5 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例

【参考 国税庁ホームページ】

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線6157)

FAX 092-476-3511

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月

 **国税庁**
法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



青色申告 をはじめませんか

◎ 青色申告制度とは

「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として、正規の簿記（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な記帳（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

青色申告をすることができる方は、事業所得、不動産所得及び山林所得のある方です。

① 青色申告特別控除

一定の要件の下で、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます。（詳細は裏面をご覧ください。）

② 青色専従者給与の必要経費算入

生計を一にする配偶者やその他の親族で、専らその事業に従事している人に給与を支払っている場合、その支払った金額のうち、事前に届出をした範囲内で相当であると認められる金額を必要経費とすることができます。

③ 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得等から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（**純損失の繰越し**）。

また、前年も青色申告をしている場合は、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（**純損失の繰戻し**）。

〔それぞれの特典の適用にあたっては、一定の要件があります。詳しくは、国税庁ホームページ等をご覧ください。〕

<青色申告をするためには・・・>

令和2年分の所得税から青色申告をする場合には、令和元年分の所得税の確定申告期限まで^(※)に「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署長に提出する必要があります。

(※ 新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えていらっしゃる方へ)

令和元年分の所得税の確定申告については、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出を控えるなど、期限内（令和2年4月16日（木））に申告が困難な場合には、期限を区切らず、柔軟に申告書等の提出を受け付けることとしています。

令和元年分の確定申告がまだお済みでない方は、所得税の確定申告書を提出される際に、「所得税の青色申告承認申請書」を併せて提出して下さい。

また、令和2年4月16日（木）以前に令和元年分の確定申告書を提出した方については、感染拡大により外出を控えるなど、同日までの間に「所得税の青色申告承認申請書」を提出することが困難であった場合には、4月17日（金）以降であっても同申請書を提出することが可能ですので、所轄の税務署へご相談下さい。

青色申告制度の詳細については、[こちら](#)



「所得税関係」の「記帳・帳簿等保存、青色申告」をご覧ください。



国税庁

法人番号 7000012050002

令和2年4月

青色申告特別控除の適用要件等

- ① 正規の簿記（一般には複式簿記）の原則により記帳している方
記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書とその提出期限までに提出する場合は、事業所得等の金額から**最高 55 万円**を差し引くことができます。
⇒ **e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存**を行っている方は、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます（詳細は、下記をご覧ください。）
- ② 簡易な帳簿により記帳している方
事業所得等の金額から**最高 10 万円**を差し引くことができます。

【65 万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・】

（① e-Tax による申告）

- ・ e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- ・ 令和 2 年分から、65 万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円控除を受けられません。**

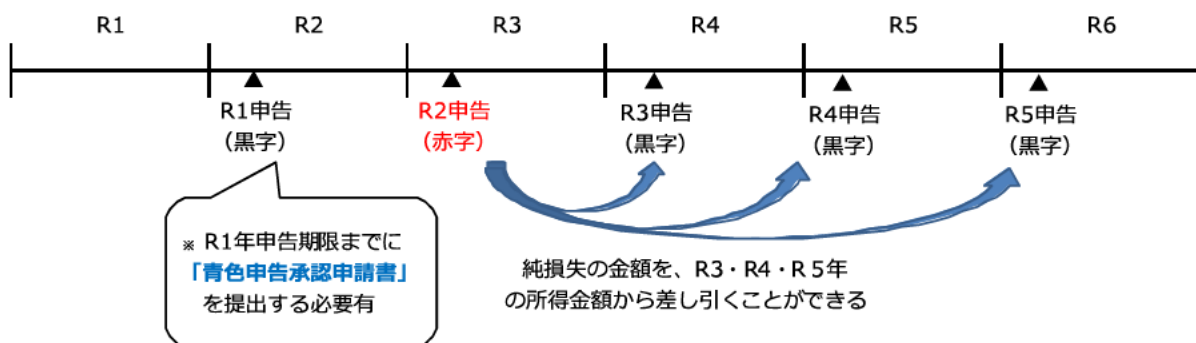
（② 電子帳簿保存について）

- ・ 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ・ 令和 2 年分の所得税確定申告から 65 万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ◎ **令和 2 年分に限っては、**令和 2 年 9 月 30 日までに「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」を提出し、同年中に承認を受けて、同年 12 月 31 日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65 万円控除を受けることができます。

純損失の繰越しについて

（例）R2 年に生じた**純損失の金額**を R3・R4・R5 年の所得金額から差し引く場合



- ※ R2 年分の所得税から青色申告をした方については、R3 年以後に純損失が生じた場合に、純損失の繰戻しの適用を受けられる場合があります。

- ※ 青色申告の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「はじめてみませんか？ 青色申告」などをご覧ください。

※ 納税の猶予の特例（特例猶予）の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。
- ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると...

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%*）。

* 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例ができます

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』（案）が創設される予定です

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予（案）の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。



猶予の申請方法は裏面へ

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】 9 : 00～17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（現行猶予の様式は国税庁HPから入手可能※）又は e-Tax を利用

※ 特例猶予（案）の様式は現在準備中。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予（案）は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予（案）が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予（案）の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※特例猶予（案）の詳細は、決まり次第、順次、右記ページの情報を更新します。

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞税なし

納税を猶予する「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。
- 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる国税

- ① 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）が対象となります。
- ② 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。（※）
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 本特例に関する申請書や手続関係、猶予制度に関する問い合わせ先は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・ フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・ パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・ 白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・ 例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・ また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・ 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。

Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・ 特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。

* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。
地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

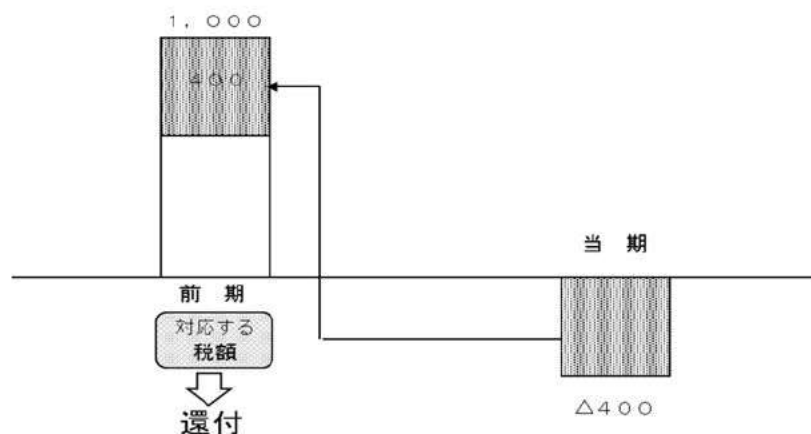
欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超 10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けられるようになりました

- 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けられることが可能となりました。
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます(この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となります。)
- ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられます

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。



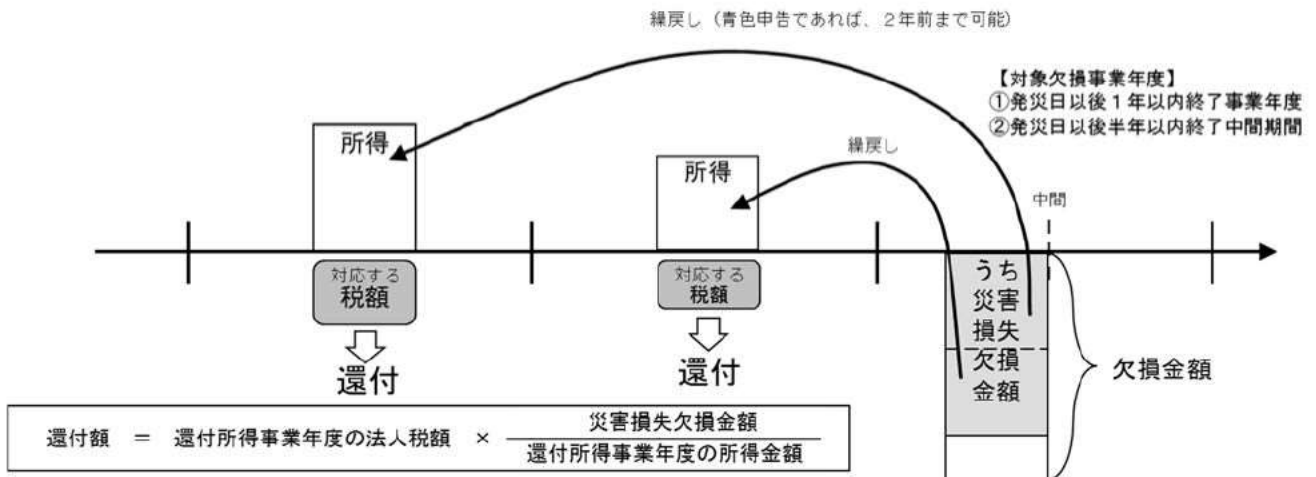
※詳しい制度の内容、還付請求の方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf



新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります

- ▶ 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書を提出する法人である場合には、前2年)以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



- ▶ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。
 - ・飲食業者等の食材の廃棄損
 - ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
 - ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
 - ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
 - ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する

消費税の課税選択の変更に係る特例

税務署に申請し、承認を受けることにより、
課税期間開始後であっても、
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます

- 消費税の課税事業者を選択する（又はやめる）にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能です。

要件

- ① 特例に係る法律の施行日（令和2年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1ヶ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
- ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末

（注2）国税通則法11条の規定による期限延長を受けている場合には、その延長された期限が承認申請期限となりますので、最寄りの税務署にご相談ください。

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、
課税事業者を2年間継続する必要はありません

- 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

（注）免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

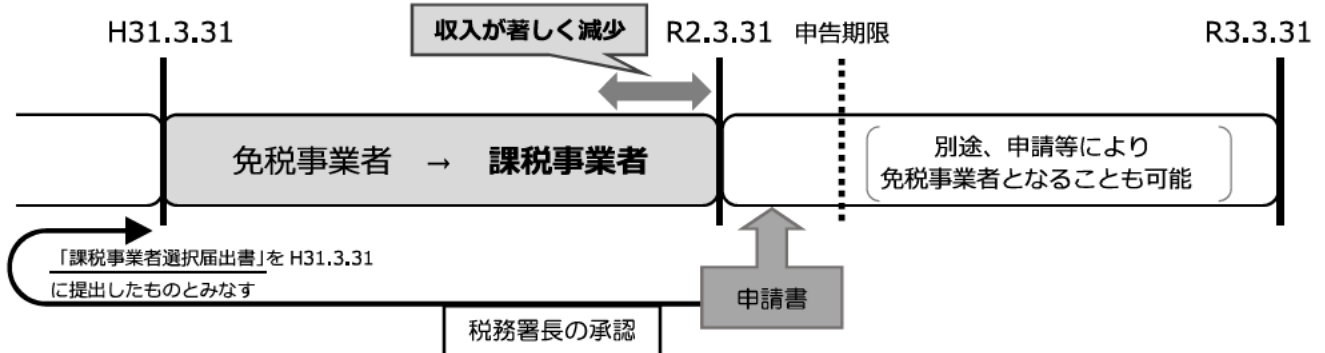
※ 本特例に関する申請書や手続関係は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



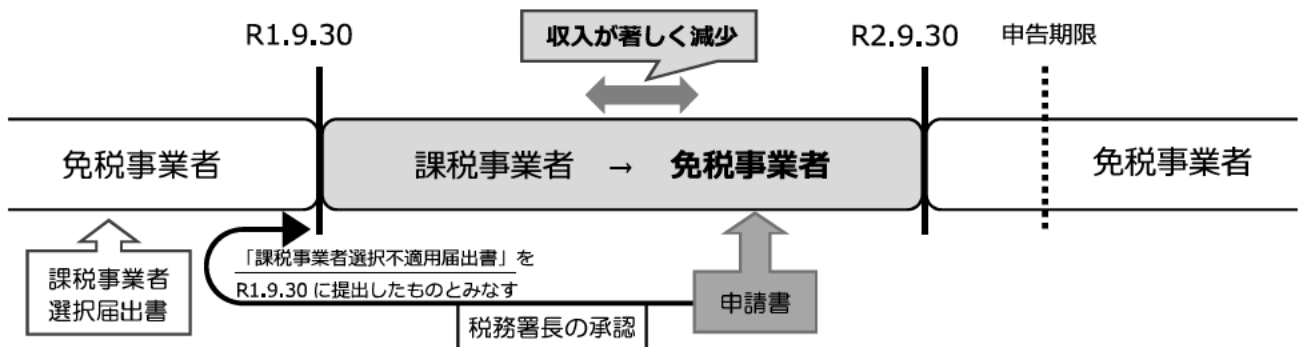
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合 **(3月末決算法人の場合)**



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合 **(9月末決算法人の場合)**



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
テレワークの推進に係る要請等について（依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出され、4 月 16 日に開催されました第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

また、総理より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を 5 月 6 日までの残りの期間で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言がありました。

つきましては、最低 7 割、極力 8 割という接触削減の目標の達成に向け、特定警戒都道府県※における住宅宿泊管理業者様は、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低 7 割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進に取り組んで頂きますよう、お願いいたします。

また、特定警戒都道府県以外の都道府県における住宅宿泊管理業者様は、各都道府県知事からの要請内容等も踏まえ、テレワークの更なる推進に取り組んで頂きますようお願いいたします。

※特定警戒都道府県

東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の 13 都道府県

<参考>

・緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。」とされているところ、宿泊事業者に対しても「三つの密（※）」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めるとされています。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 4 月 16 日変更）（抜粋）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密（※）」をさけるための取組を講じていただきつつ、事業者の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）

※密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件のこと。

○新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局建政部建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 6 通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙 1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第 5 条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局建政部建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線 6157)

FAX 092-476-3511

事務連絡
令和2年4月3日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域等について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年3月27日付けの当課事務連絡は廃止する。

記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※」とする。

※WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（令和2年4月3日現在）
インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、米国、エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア、アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン、エジプト、

コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「かつ、中華人民共和国湖北省」を「又は、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とする。

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 5通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 住宅宿泊事業者にも1.と同様の通知がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。
4. 3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）が決定され、経済産業省の支援パンフレットが整理されましたので、【別紙2】及び下記（参考）の経済産業省ホームページをご参照の上、必要に応じてご検討、ご活用下さい。

(参考)

○経済産業省ホームページ

(新型コロナウイルス感染症関連)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線6157)

FAX 092-476-3511

事務連絡
令和2年3月11日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域等について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年3月7日付けの当課事務連絡は廃止する。

記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※」とする。

※WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（令和2年3月11日現在）
中華人民共和国（湖北省、浙江省）、大韓民国（大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）、イラン・イスラム共和国（コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州）、イタリア共和国（ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州）、サンマリノ共和国

- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「かつ、中華人民共和国湖北省」を「又は、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とする。

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土日のご相談

※土曜日・日曜日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>



資金繰り 支援内容一覧

別紙 2

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

NEW と記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)
5号：80%保証 (指定業種)
別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

NEW 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

(再) 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

SN貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

NEW 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主(小規模)：要件なし

小規模(法人)：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、

NEW マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811 (フリーダイヤル)

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定したの続き、3月13日にも316業種を追加指定。これにより、508業種が対象となります。なお、指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%
※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：[0120-154-505](tel:0120-154-505)

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：[098-941-1785](tel:098-941-1785)

➡ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：[0120-112476](tel:0120-112476)（国民生活事業）

：[0120-327790](tel:0120-327790)（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：[098-941-1795](tel:098-941-1795)

無利子・無担保融資

別紙2

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付**及び**特別利子補給制度**を併用することで**実質的な無利子化**を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、**融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。**

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】**運転資金、設備資金** 【**担保**】**無担保**

【**貸付期間**】**設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）**

【**融資限度額（別枠）**】**中小事業3億円、国民事業6,000万円**

【**金利**】**当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利**

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談**

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：**0120-154-505**

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：**098-941-1785**

➡ **土日・祝日のご相談**

日本政策金融公庫：**0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）**

沖縄振興開発金融公庫：**098-941-1795**

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引き下げ^{紙2} (新型コロナウイルス対策マル経)

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



▶ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

更なる金融支援

(危機対応業務/危機関連保証)

別紙 2

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

危機対応業務

商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。

【制度概要】※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日9時00分～17時00分

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※保証対象業種に限る。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、SN保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）

5号：80%保証（指定業種）

別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：

100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



➡ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ② 生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③ 雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

詳細は、 で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



雇用調整助成金の特例措置 別紙 2

(自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域)

更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。


【特例の対象となる事業者】

緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ② 生産指標要件（売上高等10%減）は満たしたものと扱う。
- ③ 雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤ 助成率を大企業2/3、中小企業4/5に上げ。
- ⑥ 非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。

※下線部分が緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス感染症に関する支援等について（周知）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種が3月6日に追加指定されました。

今般追加指定された業種のうち、「他に分類されない宿泊業」（分類番号7599）の「宿泊業」とは、一般公衆、特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいうものであることから、住宅において宿泊サービスを提供する住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業は、「他に分類されない宿泊業」に該当するものであります。（日本標準産業分類参照）

さらに、雇用調整助成金における特例措置の事業主の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象となりました。また、セーフティネット貸付においても新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、要件が緩和されております。

つきましては下記各種支援掲載サイトをご参照の上、必要に応じてご検討、ご活用下さい。

【参考】各種支援等掲載サイト

①（セーフティネット貸付、セーフティネット保証）

<https://www.chusho.meti.go.jp/corona/index.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

②（雇用調整助成金）

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/koyouantei_01.pdf

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 4通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理業者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
2. 住宅宿泊事業者にも1.と同様の通知がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 厚生労働省が「新型コロナウイルスを防ぐには」【別紙2】を作成し、国民に「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等と呼ばけているため、内容を参照した上で従業員等に共有し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めること。
4. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線6157)

FAX 092-476-3511

事務連絡
令和2年2月14日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発 0205 第1号・薬生衛発 0205 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年2月13日当課事務連絡は廃止する。

記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「中華人民共和国湖北省又は浙江省」とする。
- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「中華人民共和国湖北省」を「中華人民共和国湖北省又は浙江省」とする。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 3通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約において宿泊者名簿の管理、宿泊者との対応等を受託している住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 住宅宿泊事業法の届出住宅内において、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を実施すると共に、従業員に対しても、マスクの着用や手洗い、消毒などの感染症対策に努めること。
2. 住宅宿泊事業者にも同様の通知がされているため、1. の対応を行った場合、その対応内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線6157)

FAX 092-476-3511

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（再追加依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、都度協力依頼を申し上げているところですが、国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて、下記についても御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応をとること。
※ただし、別紙1について、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 1. の対応を行った場合、その対応内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にも厚生労働省の通知の内容について周知をすること。
4. 日本政府観光局（JNTO）では、365日24時間多言語（日、英、中、韓）で対応可能なコールセンター（Japan Visitor Hotline）を設置しており、JNTOコールセンターの連絡先等を記した、新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー（英、中、韓、3か国語）【別紙2】について、訪日旅行者の緊急時対応に活用すること。

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルス感染症の対応について）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

健感発0205第1号

薬生衛発0205第1号

令和2年2月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）が公布され、令和2年1月31日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」（令和2年政令第22号）により、令和2年2月1日から施行されたところである。

今般、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。また、宿泊施設に対し、保健所による感染経路の状況把握等に対応するために宿泊者名簿を備え付けるよう、改めて指導願いたい。

さらに、衛生部局及び保健所においても宿泊施設に十分な情報の提供に努められたい。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに

に、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、当該宿泊者が下記 2(1)に該当しない場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。
- (5) 日頃から、従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 中華人民共和国湖北省に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 宿泊者から、発熱など体調に異変が生じており、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。
また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。
- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗い及びうがいを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。
- (5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱な

ど体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡させ、その指示に従わせること。

（参考情報）

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
（新型コロナウイルス感染症の対応について）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 厚生労働省ホームページ
（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省検疫所ホームページ
（海外感染症発生情報）
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>
- 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html
- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
- 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%AF%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8F%8C%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D+%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%27>
- 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content_id=11
- 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1



Japan National
Tourism Organization

Dear Travelers to Japan,
Japan National Tourism Organization (JNTO) operates a visitor hotline 24 hours a day, 365 days a year.
Please feel free to call for tourist information or assistance in case of accidents or emergencies including novel coronavirus.
Support is available in English, Chinese, and Korean.

亲爱的外国游客；
日本国家旅游局(JNTO)为外国游客提供 365 天 24 小时的咨询热线服务。
如果发生事故或身体不佳（包括疑似新型冠状病毒）等紧急情况需要帮助的时候，请联系我们。
我们可以提供中文，英文，韩文的服务。
最新信息，请参考我们的微博。Japan_Safe_Travel_

해외에서 방문하신 관광객 여러분,
일본정부관광국(JNTO)에서는 콜센터 「비지터 핫라인」 을 24 시간 365 일 운영하고 있습니다.
관광정보 또는 신종코로나 바이러스를 포함한 사고 및 긴급상황 등으로 도움이 필요한 경우 연락 바랍니다 영어, 중국어, 한국어로 안내 받으실 수 있습니다.



"Japan Official Travel App" is the official smartphone app provided by JNTO, delivering up-to-date information about traveling in Japan for a safe and comfortable journey.



"Japan Safe Travel" is managed by JNTO, providing foreign visitors safety tips and latest information in case of natural disasters.

050-3816-2787

Japan Visitor Hotline 游客咨询热线 일본 방문자 핫라인
From Overseas +81-50-3816-2787

24hrs/365days Call us when you need a support in English.
24小时/365天 如果您需要中文服务，欢迎致电。
24시간/365일 한국어로 서비스가 필요한 경우 전화 주십시오.

JNTO Japan National Tourism Organization

JNTO Global Home (<https://www.jnto.go.jp/>)



住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について（追加依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、すでに協力依頼を申しあげているところですが、このたび、観光庁が作成した新型コロナウイルスに関連した宿泊者向けフライヤー（日本語、英語、中国語の三カ国語）を送付しますので、住宅宿泊管理業者におかれましては、宿泊者に配布、宿泊施設に掲示する等により、宿泊者へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊者向けフライヤーは、九州地方整備局のホームページにも掲載しておりますので、データのダウンロード等にご利用ください。

【九州地方整備局HP 住宅宿泊管理業】

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_j.html

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

新型コロナウイルス関連肺炎について

令和2年1月27日

国土交通省 観光庁

1. 新型コロナウイルスについて

中華人民共和国湖北省武漢市等で新型のコロナウイルス（2019-nCoV）に関連した肺炎の発生が報告されています。発病すると、発熱、咳などの呼吸器症状等の症状が出現し、高齢者や基礎疾患のある方は重症化する場合もあると言われています。

感染経路や潜伏期間は調査中ですが、世界保健機関（WHO）によると武漢市で発生した患者の多くは海鮮や生きた動物を売る市場と関連があり、そこで感染した可能性があると考えられています。また、家族間等の限定的な人から人への感染の可能性が否定できない事例も報告されています。

2. 対策ポイントについて

流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等に触る前には手洗いを徹底しましょう。

また、咳をする場合には口や鼻をティッシュで覆う等の咳エチケットを守り、周りの人への感染を予防するため、サージカルマスクを着用し、人が多く集まる場所は避けましょう。

3. 発熱や呼吸器症状（咳等）が出現した場合

発熱や咳等の症状がある場合や、解熱剤や咳止め剤を服薬している場合は、必ず従業員にお申し出ください。

また、申し出れば医療機関の紹介が受けられる場合があります。

New Coronavirus-related Pneumonia

January 27, 2020
Japan Tourism Agency
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. About the new coronavirus

An outbreak of pneumonia associated with a new type of coronavirus (2019-nCoV) have been reported in Wuhan City, Hubei Province, China. When sickened, symptoms include fever and respiratory symptoms such as coughing, and the elderly and those with underlying diseases may experience more severe symptoms.

Although the route of transmission and incubation period are under investigation, the World Health Organization (WHO) believes that many cases of the outbreak in Wuhan are linked to a market selling seafood and live animals, and the victims may have become infected there. There have also been reports of cases in which the possibility of limited human-to-human transmission, such as between family members, cannot be ruled out.

2. About countermeasures

Frequently wash your hands with running water and soap. Thoroughly wash your hands, especially after going out or coughing, and before touching your mouth, nose or eyes.

When coughing, follow proper etiquette by covering your mouth and nose with a tissue, and wear a surgical mask and avoid places where many people gather to avoid infecting those around you.

3. If you have a fever or respiratory symptoms (coughing, etc.)

If you have symptoms such as a **fever** or **coughing**, or when taking medicine including **fever reducers** or **cough medicine**, please be sure to notify a staff member.

In addition, you may be able to be referred to a medical institution at your request.

关于新型冠状病毒肺炎

2020年1月27日

国土交通省观光厅

1、关于新型冠状病毒

据报告，中华人民共和国湖北省武汉市等地发生新型冠状病毒(2019-nCoV)相关的肺炎。发病后或出现发热、咳嗽等呼吸器官症状，据说老年人和有基础疾病的人也有恶化的情况。

感染途径和潜伏期还在调查中。据世界卫生组织(WHO)调查，在武汉市发现的患者大多与贩卖海鲜和活动物的市场有关，所以推测在那里感染的可能性很大。另外，也不能否定有可能存在在家人之间有限的人与人交叉感染的事例。

2、关于对策要点

频繁地用流水和肥皂洗手。尤其是在外出后，咳嗽后，在接触口腔、鼻子、眼睛等之前要彻底洗手。

另外，咳嗽的时候遵守用纸巾捂住口、鼻等的咳嗽礼仪，为了保护和预防感染周围的人，要戴上防护口罩，避免去人多的地方。

3、出现发热和呼吸道症状(咳嗽等)的情况

若您有**发热或咳嗽**等症状，或服用**退烧药、止咳药**，请务必向当地员工申报。

若您提出申报，住宿设施可能会为您介绍医疗机构。

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生にかかる協力依頼について（依頼）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約において宿泊者名簿の管理、宿泊者との対応等を受託している住宅宿泊管理者におかれましては、下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱又は呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず住宅宿泊管理者に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 住宅宿泊管理者は、手洗い、うがいを励行すること。特に、3. の発症の申し出があった当該宿泊者と対応した住宅宿泊管理者は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。
6. 再委託を行っている場合、再委託先にも上記の内容について周知すること。
7. 観光庁より住宅宿泊事業者に対し発症に関する報告をするよう指示がされたところであるため、住宅宿泊管理者においても、宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、遅滞なく、別紙1を参考に住宅宿泊事業者に報告すること。
8. 併せて住宅宿泊事業者に報告した内容について別紙1により、遅滞なく国土交通省不動産業課あて（メール：hqt-minpaku-kanri@gxb.mlit.go.jp、）に報告すること。

問い合わせ先：国土交通省 不動産業課 03-5253-8111（内線25136）

【中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局建政部建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511

新型コロナウイルスに関連する発症報告書

報 告 日	令和 年 月 日
届 出 住 宅 名	
届 出 住 宅 所 在 地	
報 告 者 (管理業者)	

発 症 日	令和 年 月 日 (時間) 時 分
発 症 者	(国籍) (性別) 男性 ・ 女性 (年齢) 代
発 生 状 況	
症 状	
発症者に対する 対 応	
医 療 機 関	医療機関名 : 連 絡 先 :
そ の 他	(その他報告事項がある場合にご記入下さい)

・取得した個人情報、本件に係る問合せ状況把握のために使用し、その取扱いについて十分に留意いたします。

【報告先】

メールにて報告願います。

E-mail : hqt-minpaku-kanri@gxb.mlit.go.jp

【お問合せ先】

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課

TEL : 03-5253-8111 (内線25136)